

### 明るい未来のため



### 力を合わせて歩いていきましょう

甫嶺小学校体育館で行われた越喜来・崎浜・甫嶺小学校合同入学式(4月21日)

#### 市民の皆様へ

3月11日に発生した日本観測史上最大となるマグニチュード9.0の東日本大震災により、本市は、未曾有の被害を受けました。

ここにあらためて、この大震災により亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。

また、大切なご家族、お住まいをなくされた皆様、そして今なお安否を確認できないでいる皆様をはじめ、被災されました多くの方々に心からお見舞い申し上げます。

私自身、震災直後には、あまりにも甚大な被害を目の当たりにして、深い谷底に落とされたような気持ちになりました。

あれから2カ月、全国各地からの温かいご支援、そして地域や事業所、ボランティアの皆様の力強いご努力、ご協力に支えられ、大船渡市は、着実に復興へと歩み始めました。あらためて、皆様に深く感謝申し上げます。

現在、市では、関係機関と一体となって、仮設住宅の建設やガレキの撤去、電気・水道などライフラインの確保など、復旧作業に全力で取り組んでおります。

また、1日も早く平穏な日々の生活を取り戻し、将来に希望がもてるよう、「災害に強いふるさと大船渡市」を創るため、市民の皆様をはじめ、市内外の各層から広く提言を伺い、7月末を目標に復興計画の策定に向け種々活動中です。

市民の皆様には、当分の間、ご不便をおかけいたしますがこの逆境を乗り越え、明るい未来に向かって一丸となつてまい進して参りたいと存じますので、特段のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

ともに手を携え、力を合わせてがんばって参りましょう。

大船渡市長 戸田 公明



災害に強いふるさとを築くために

# 復興基本方針のあらまし

## 市民による復興計画の策定に向け

3月11日に発生した東日本大震災。東北地方を中心に太平洋沿岸のまちを襲った地震と津波は、多くの生命と財産を奪い、そのつめ跡はあまりにも大きいものとなっています。

本市においても、死者314人、行方不明者150人、全壊・半壊した建物3,629戸(5月17日現在)という甚大な被害を受け、今もなお、多くの人たちが避難所での生活を余儀なくされています。

市では、震災直後から自衛隊や関係機関との連携を図りながら、ライフラインなどをはじめとする復旧活動を進めてきました。また、3月23日には、復興に向けた取り組みを進めるため、市役所に「災害復興局」を設置しました。

今後は、被災された皆さんの生活再建のため、引き続き復旧活動を進めて参りますし、再びこのような惨劇が繰り返されることのないよう、「復興計画」を策定し、市民の皆さんとともにまちづくりを進めていきます。

復興計画の策定に当たり、その方向性を示す「復興基本方針」を定めましたのでお知らせします。

### 復興計画とは

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、本市は沿岸部を中心に大きな被害を受けました。

この類をみない災害を乗り越え、市民が幸せを感じ、誇りをもてるまちとして本市が再生するためには、災害の経験と教訓を生かしながら、単なる復旧にとどまらない、再び今回のような災害に遭わないまちづくりを推進しなければなりません。

そのための総合的な計画として、「復興計画」を策定します。

### 復旧と復興

当面は、被災者の生活再建のため、住宅の再建やライフ

ライン(電気、水道、通信など)の復旧などに早急に対応しなければなりません。

しかしながら、本市をよりよいまちにするためには、単に災害前の状態に戻す「復旧」の活動だけではなく、災害を契機として生活基盤や産業などのあり方を見直しながら、新たなエネルギーを蓄えるような「復興」の取り組みを積極的に推進する必要があります。

この「復興」ための基本的な方向性を示したものが「災害復興基本方針」です。

甚大な被害を受けた本市。今回の災害を教訓としたまちづくりを進めています

## 1 基本理念

東日本大震災からの早期の復興を図り、災害に強い、市民が安心して生き生きと暮らすことができる新たな大船渡市を創るため、市民と行政の協働による取り組みを原動力としたまちづくりを着実に積極的に推進します。

その実現を図るためのまちづくり計画として「復興計画」を策定します。

## 2 復興計画の柱

当面は、被災者の生活再建のため、倒壊建物の撤去や仮設住宅の供給、被災者への経済的支援、ライフライン(電気、水道、通信など)の復旧などに全力で取り組みます。

さらに、復興に当たっては、被災前の状態に戻す原形復旧にとどまらず、今回の災害を教訓として生活・都市基盤や防災体制、土地利用、産業のあり方などを見直し、再び今回のような災害に遭わないまちづくり、災害に強い新しいまちづくりも並行して推進しなければなりません。

このため、「市民生活」、「産業・経済」、「都市基盤」および「防災まちづくり」の復興計画の柱として取り組みを進めます。

## 3 基本的な考え方

### ■市民生活の復興

①被災者の生活再建の第一歩となる住宅の確保を図るため、個人住宅再建への支援や公営住宅の建設などを行うほか、高台への住宅移転や宅地のかさ上げなど、安全な住環境づくりを実施します。

②市民が安心して暮らせるよう、生活に関連する保健や医療、福祉、環境などに関する各種サービスをきめ細やかにを行います。

③地域防災機能を考慮した教育文化施設の再建に取り組むとともに、市民の心のよきところとなる歴史・文化資源の保存・普及を図ります。

### ■産業・経済の復興

①被災によって縮小した経済活動の復興と雇用の維持・

創出を図るため、被災企業の早期の事業再開や被災者の復興関連事業への雇用などに對する各種支援を行います。

②産業基盤となる漁港などハード施設の整備については、重要施設への重点投資などにより、投資効果が早期に現れるようにします。

③地場産業の潜在力や技術力を活用した産業の高度化や新たな産業の創出、新分野への進出などを支援します。

④基幹産業である水産業の復興を図るため、防災機能の強化に十分配慮した基盤施設の整備や集約化、地域に適用した水産振興策を推進するとともに、漁業協同組合の経営安定や生産施設の共同利用などに対する支援を行います。

⑤被災により重要性を再認識した食の確保に貢献するため、農業地域と都市地域の共生を目指した農業振興を図るとともに、遊休農地の有効利用を含めた農地利用の高度化に努めます。

⑥被災により大きなダメージを受けた商業の再生を支援するとともに、住環境との

分離など、商店街の形態や機能の再編を推進します。

⑦観光施設の再整備や各種イベントの復活を目指すとともに、復興キャンペーンの実施など、新たな視点による観光振興策を推進します。

### ■都市基盤の復興

①災害に強いまちづくりの根幹となる道路や河川、港湾、上水道、下水道などの早期本格復旧を進めます。

②都市基盤施設の整備についても、重要施設への重点投資などにより、投資効果が早期に現れるようにします。

③土地利用のあり方については、被災状況を踏まえ、高台への住宅移転や宅地のかさ上げなども含め、市街地や農漁業地域などの地域特性を考慮したものに見直します。

④災害に強い情報通信基盤の整備を進めます。

### ■防災まちづくり

①今回の災害による課題を検証した上で、津波災害などに関する防災対策を見直します。

②防災において大きな力を発

揮する地域コミュニティ機能の維持・強化を図ります。

③ライフライン(電気、水道、通信など)や交通、物流などの機能については、その施設や設備自体の防災対策の強化に加え、代替手段の確保も推進します。

④住宅や建物、公共施設については、防災機能を強化する構造にするよう努めます。

⑤今回の災害の記録や体験を後世に伝えるよう保存するとともに、防災教育を積極的に進めます。

⑥広域的な観点も重視した、多方面の機関との連携による災害時の応援・サポート体制を強化します。

## 4 市民参加による復興

復興においては、行政の率先した取り組みはもとより、市民の英知と行動力が、非常に大きなエネルギーになります。

今回の災害による教訓と経験を生かして、市民参加による復興を積極的に推進します。



## 復興に向けて始動 災害復興計画策定委員会を開催

5月12日、市内で「第1回大船渡市災害復興計画策定委員会」が開催されました。この委員会は、「大船渡市災害復興計画」を策定するために設置されたもので、有識者や市内の各種団体の代表者など、28人の委員で構成されています。

委員会は、「第1回」に続き、戸田市長が「委員のさまざまなご意見、さらには多くの市民の皆さまのご意見も伺いながら、計画を策定していきたい。大船渡市の速やかな復興のため、貴重なご提言をお願いします」とあいさつ。その後、議事に移りました。



大船渡市災害復興計画策定に向け、委員の皆さんからさまざまな意見がだされた第1回大船渡市災害復興計画策定委員会

議事では、はじめに互選によって、委員長に塩崎賢明神戸大学大学院教授、副委員長に齊藤俊明大船渡市商工会議所会頭を選出。続いて、市内の被害状況、災害復興基本方針、復興に向けた市民意向調査の結果、災害復興計画の策定について、報告や協議が行われました。

今後は、ワークショップの開催などにより、市民の皆さんの意見を取り入れながら、災害復興推進本部とその専門部会、災害復興計画策定委員会とその専門部会が連携を図り、災害復興計画の骨子を策定します。最終的な計画は、骨子に基づいてさらに検討を重ね、できるだけ早期に取りまとめることとしています。



代表受領として、戸田市長から塩崎教授に委嘱状が手渡されました

## 復興計画策定に向けた 市民ワークショップの参加者を募集

大船渡市災害復興計画の策定に向け、「復興によって目指すべき大船渡市の姿」の検討に、あなたのアイデアを生かしてみませんか。

▽期日 6月の日曜日のうち2日間(6月5日・19日の開催を予定)

▽時間 午後1時30分～4時

▽会場 市内(決定後、参加者に連絡します)

▽応募資格 市内在住の満18歳以上(平成23年4月1日時点)の人で、まちづくりに関心のある人

▽募集人数 40人程度

※意見交換を円滑にするため、ワークショップのグループを4グループ程度設けます。

※応募者多数の場合は、選考により決定します。

▽応募方法 ①住所 ②氏名 ③年齢 ④職業(勤務先) ⑤連絡先を応募先までご連絡ください。

▽応募締切日 6月2日(木)午後5時

### 市民ワークショップの内容など

開催時期	内容
第1回 (6月上旬)	①ワークショップ開催趣旨および進め方の説明 ②復興計画骨子の説明(大船渡市の方向性の共有化) ③復興計画骨子に基づく取り組みのアイデアの検討(グループごと) ④「復興によって目指すべき大船渡市の姿」の検討(グループごと) など
第2回 (6月中～下旬)	①グループごとに「復興によって目指すべき大船渡市の姿」の発表 ②「復興によって目指すべき大船渡市の姿」の作成 など

▽応募先/問い合わせ先  
災害復興局 ☎内線365 ☎@6780 / Eメール=saiifuku@city.ofunato.iwate.jp

## 岩手県外の他市区町村への一時移動を希望される人へ

現在、本市の友好都市をはじめとする全国の市区町村より、下表のとおり被災された人の受け入れの申し出があります。形態は自治体により異なります。詳しい内容はお問い合わせください。

▷問い合わせ先=活力推進課 ☎内線216

受け入れ自治体など			受け入れ施設	期間
北海道			公営住宅、雇用促進住宅など	道内106市町村により異なります
北海道	根室市		市営住宅	最大6カ月
北海道	函館市		公営住宅220戸	6カ月～1年以内
北海道	大樹町		公営住宅30戸、職員住宅4戸、教員住宅5戸	1年以内(状況に応じて期間延長が出来ます)
青森県	青森市	(株)ケア・グー	住宅型有料老人ホーム8室	6カ月
青森県	弘前市		短期=市内旅館・ホテルなど 中長期=公営住宅など	短期、中長期
秋田県	能代市		松風荘(人数が多い場合は「おとも荘」) 民間のホテル・旅館11施設	おおむね2カ月程度
秋田県	横手市		横手市営の14施設	一定期間(避難先が決まるまでの間)
秋田県	鹿角市		ホテル・旅館などの民間施設	1～3カ月
千葉県	成田市	加藤繁則さん	個人所有のアパート【千葉県富里市】	2年間
神奈川県	相模原市		無償提供の民間住宅44戸 市営新戸、新戸第2住宅26戸	原則として6カ月
神奈川県	鎌倉市	広田なつひこさん	個人所有の一軒家【鎌倉市七里ヶ浜東】	仮設住宅入居などの生活安定期までの1年ほど
山梨県	北杜市		ホテル・旅館などの民間施設	6月30日までの間で最大30日間
長野県	佐久市		高齢者向け公的施設、雇用促進住宅 ※不足する場合は市内企業の社員寮を提供予定	状況に応じ期限なし ※佐久市内の企業より、ハローワーク大船渡に求人情報あり
富山県	小矢部市	大和トランスポート	大和トランスポート研修施設	2～3カ月
富山県	小矢部市		宿泊施設サイクリングターミナル	2～3カ月
三重県	いなべ市		公営住宅6部屋2戸、民間住宅11部屋17戸	6カ月～期限なし
大阪府			府営住宅など470戸、雇用促進住宅860戸、大阪 市営住宅505戸、堺市営住宅30戸、その他169戸	府内25市町により異なります
兵庫県	宝塚市		市営住宅7戸	1年以内
岡山県	倉敷市		市営住宅30戸、市内雇用促進住宅150戸	最大1年
岡山県	倉敷市		倉敷ライフ・キャンパスの学生宿舍居室	3カ月以上～平成24年3月31日
島根県	隠岐の島町	NPO法人介護福祉サービスくすもと	旧那久小学校(1家族1教室)	1～2年以内
鹿児島県	肝付町		公営住宅	6カ月～1年以内

# 応急仮設住宅についてのお知らせ

▽問い合わせ先 都市計画課（☎内線327・328）

## ■ 応急仮設住宅への入居

応急仮設住宅については、全体の入居申込数に応じて、建設予定地を整理しました。希望していた設置場所に建設されなくなった場合は、同一地区内の設置場所を希望したものと対応します。また、希望していた設置場



所の応急仮設住宅に入居できなかった場合は、総合公園予定地や修繕作業中の雇用促進住宅などに入居していただきます。

なお、総合公園予定地は6月中旬以降に、雇用促進住宅は7月に入居可能となる見込みです。

## ■ 応急仮設住宅の完成予定時期など

建設が進められている応急仮設住宅および既存住宅などを利用した応急仮設住宅の完成予定時期などは、現在、ホームページのとおりとなっています。

## ■ 民間賃貸住宅借り上げ制度

この制度は、個人で民間賃貸住宅を借り上げた場合、その民間賃貸住宅を応急仮設住宅として位置付け、岩手県が

家賃などを負担して被災された人に提供するものです。

▽対象 Ⅱ 次のどちらかに該当する人

- ・居住する住宅が半壊以上の被害を受け、取り壊しが必要であるなど、その住宅に居住できなくなった人
- ・二次災害の恐れがあり、その場所に引き続き居住できず、空家など、空き家

※市で物件のあっせんは行いません。入居する民間賃貸住宅が決定した人のみ受け付けます。

※すでに民間賃貸住宅に入居している人も、さかのぼって対象となります。

▽借り上げ対象物件 Ⅱ 民間賃貸住宅（アパート、貸家など）、空き家  
※台所、風呂、トイレなどの設備がない、または電気、水道、ガスなどの供給がで

きない物件は対象外となります。

▽入居期間 Ⅱ 2年間

▽入居費用の負担

・県が負担する費用 Ⅱ 毎月の家賃および共益費、管理費、借家人賠償責任保険料（2年分）、媒介手数料、退去時補修費

・入居者が負担する費用 Ⅱ 公共料金、駐車場料金など

▽申込方法 Ⅱ 入居申込書に必要事項を記入の上、り災証明書を添えて申し込んでください。

▽その他 Ⅱ 日本赤十字社から提供される家電6点セット（冷蔵庫、洗濯機、炊飯器、電子レンジ、テレビ、電気ポット）の対象となります。

## ■ 旧ホテルへの入居者を募集します

応急仮設住宅として、盛町の旧ホテルへの入居者を募集します。

- ▽所在地 Ⅱ 盛町字町6・8（旧ホテル橋本）
- ▽部屋のタイプ・部屋数
- ・シングル（バス・トイレ付き） Ⅱ 9室
- ・シングル（シャワー・トイレ付き） Ⅱ 1室

レ付き） Ⅱ 1室 ※部屋は3階でエレベーターはありません。

▽対象 Ⅱ 次の要件を満たす人で、単身者のみ入居できます。すでに応急仮設住宅に申し込んでいる人も応募できます。

・居住する住宅が半壊以上の被害を受け、その住宅に居住できなくなった人

・住宅が損傷を受け、取り壊して再建するまで、仮住居を必要とする人

・二次災害の恐れがあり、その場所に引き続き居住できず、空家など、空き家

▽入居期間 Ⅱ 2年間  
▽入居費用の負担 Ⅱ 家賃は無料ですが、公共料金などは入居者が負担

▽入居者の決定 Ⅱ コンピュータによる抽選後、入居決定者のみ通知します。

▽申込締切日 Ⅱ 6月3日（金）午後5時  
▽その他 Ⅱ 県が生活用品を提供します。家電セットは一部提供されず。

## ■ 応急仮設住宅の完成・入居予定時期など

■ 応急仮設住宅(建設分) 合計=1,522戸(現時点の見込み)

【5月13日時点】

設置場所	戸数	5月			6月			7月
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬
旧県立大船渡病院跡地	72	入居済						
大船渡北小学校	88	入居済						
大船渡中学校	138	完成	入居					
市営球場	118	完成	入居					
末崎中学校	70	完成	入居					
末崎小学校	58		完成・入居					
蛸ノ浦小学校	47		完成・入居					
綾里中学校	90		完成・入居					
大立地域	65		完成・入居					
山村広場	84		完成	入居				
後ノ入地域	64	着工		完成	入居			
総合公園予定地	308	着工			完成	入居		
上平地域	41	着工			完成	入居		
清水地域	19	着工			完成	入居		
崎浜小学校	35	着工			完成	入居		
県営長谷堂団地跡地	21	着工			完成	入居		
東町公園	12	着工			完成	入居		
小中井地域	26	着工			完成	入居		
大豆沢地域	24	着工			完成	入居		
後ノ入北地域	14	着工			完成	入居		
山口地域	22	着工				完成	入居	
甫嶺地域	20		着工		完成	入居		
市営球場(増設分)	16		着工		完成	入居		
下館下地域	20		着工		完成	入居		
盛小学校	50		着工		完成	入居		

■ 応急仮設住宅(既設住宅など利用分) 合計221戸(現時点の見込み)

設置場所	戸数	5月			6月			7月
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬
市営住宅	7	入居済						
つばき荘	8	入居済						
雇用促進住宅(大船渡)	48	入居済						
雇用促進住宅(赤崎)	42	入居済						
県公舎(立根、末崎)	14	入居済						
雇用促進住宅(大船渡)	14						完成	入居
雇用促進住宅(赤崎)	21						完成	入居
北里大学職員宿舎(越喜来)	20				完成	入居		
北里大学職員宿舎(赤崎)	7						完成	入居
民間賃貸住宅など	40							契約・入居



# ■ 災害義援金、被災者生活再建支援金などの申請

▷ 受付時間＝午前9時30分～午後3時

▷ 受付会場＝市役所 1 階第 4 会議室

※6月1日(水)以降は、会場は設けませんが、随時申請を受け付けます。

▷ 申請に必要な書類

- ① 災証明書(原本) ※郵便請求の場合は、災証明書の写し、または災証明書の交付申請書でも可
- ② 住民票(市内に住所を有する人は交付申請書) ※発災時に住民票が市外にある人は、その住民票
- ③ 預金通帳の写し ※原則として世帯主名義の通帳とし、見開き1ページ目をコピーしてください。

■ 郵送による手続きもできます

遠隔地に一時避難されている人や市外へ転出された人など、市役所で直接申請することが困難な人は、郵送による手続きが可能です。申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて、保健福祉課まで郵送してください。

▷ 関係書類の入手方法

- ① 大船渡市のホームページなどからダウンロード＝資料一式をダウンロードできます。
- ② 郵便を利用する＝「災害義援金・被災者生活再建支援制度等資料請求」と記入の上、①送付先住所②送付先氏名③電話番号を明記し、「〒022-8501大船渡市役所保健福祉課」あてに郵便で資料請求してください。ファクス(☎0192☎2299)でも資料請求できます。

## ① 災害義援金

■ 人的被害

災害により亡くなられた人のご遺族および行方不明者のご親族に対して、義援金を支給します。

- ▷ 対象＝災害により亡くなられた人のご遺族など
- ▷ 支援内容＝死亡・行方不明者一人当たり50万円
- ▷ 申請期限＝当分の間

■ 住家被害

災害により被災された住家の世帯主に対して、義援金を支給します。

- ▷ 対象＝災害により住宅が全壊・半壊した世帯(被災時に住民登録があり、災証明などが取得できる人)
- ▷ 支援内容
  - ・全壊、全焼、流失した世帯＝1世帯当たり50万円
  - ・大規模半壊、半壊、半焼した世帯＝1世帯当たり25万円
- ▷ 申請期限＝当分の間

## ② 被災者生活再建支援金

災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給し、生活の再建を支援します。

- ▷ 対象＝市内に居住の世帯で、震災により住家が次の状態となった世帯の世帯主
  - ・住宅が全壊、または大規模半壊した世帯
  - ・住宅が半壊し、住宅をやむを得ず解体した世帯
  - ・敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ▷ 支援内容(単身世帯の場合、支給額は $\frac{3}{4}$ の額)
  - ① 基礎支援金＝住宅の被害程度に応じて支給
    - ・全壊、解体、長期避難者＝100万円
    - ・大規模半壊＝50万円
  - ② 加算支援金＝住宅の再建方法に応じて支給
    - ・建設、購入＝200万円
    - ・補修＝100万円
    - ・賃借＝50万円(公営住宅などを除く)
- ▷ 申請期限
  - ・基礎支援金＝平成24年4月10日
  - ・加算支援金＝平成26年4月10日

## ③ 災害弔慰金

災害により亡くなられた人のご遺族に対し、災害弔慰金を支給します。

- ▷ 対象＝災害により亡くなられた人のご遺族
- ▷ 支援内容
  - ・生計維持者が亡くなられた場合＝500万円
  - ・そのほかの人が亡くなられた場合＝250万円
- ▷ 申請期限＝当分の間

## ④ 災害障害見舞金

災害による負傷、疾病で精神または身体に著しい障がいが生じた場合に災害障害見舞金を支給します。

- ▷ 対象＝災害による負傷、疾病で精神または身体に著しい障がいが生じた人
- ▷ 支援内容
  - ・生計維持者が重度の障がいとなった場合250万円以下
  - ・そのほかの人が重度の障がいとなった場合125万円以下
- ▷ 申請期限＝当分の間

## ⑤ 災害援護資金

災害により世帯主が負傷した世帯や住居・家財に損害を受けた世帯を支援するため、生活の再建のための資金を貸し付けます(所得制限あり)。

- ▷ 対象＝次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主
  - ・世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1カ月以上
  - ・家財の $\frac{1}{3}$ 以上の損害
  - ・住居の半壊または全壊・流出
- ▷ 支援内容＝生活再建に必要な資金の貸し付け  
※世帯主に1カ月以上の負傷がある場合、ない場合で、貸し付けの基準が異なります。
- ▷ 貸付限度額＝150万円～350万円
- ▷ 利子＝年3.0%(据え置き期間中は無利子)
- ▷ 償還期間＝10年(据え置き期間3年を含む)
- ▷ 申請期限＝6月30日(木)
- ▷ その他＝連帯保証人が必要です。

▷ 問い合わせ先

保健福祉課生活福祉係(☎内線185・189)

次の制度については、それぞれお問い合わせください。

■ 生活福祉資金 【貸し付け】

- ▷ 対象＝低所得者世帯および障がい者、要介護者のいる世帯
- ▷ 支援内容
  - ① 福祉費＝臨時に必要な費用の貸し付け
    - ・貸付限度額・利息＝150万円/連帯保証人がいる場合は無利子、いない場合は年1.5%
    - ・償還期間＝7年以内
  - ② 緊急小口資金＝緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に貸し付け
    - ・貸付限度額・利息＝20万円/無利子
    - ・償還期間＝8カ月以内
- ▷ 申請期限＝当分の間

■ 日本財団弔慰金・見舞金 【給付】

- ▷ 対象＝原則として死亡・行方不明者となっている人の1親等(子・父母)または配偶者
- ▷ 支援内容＝死亡・行方不明者一人当たり5万円を支給
- ▷ 申請期限＝開始から3カ月
- ▷ 問い合わせ先
  - ・生活福祉資金について  
市社会福祉協議会(☎090-7320-6504)
  - ・日本財団弔慰金・見舞金について  
日本財団東北地方太平洋沖地震災害支援センター(☎0120☎6519)

# ライフラインの状況、お問い合わせ先など

## 【し尿のくみ取り】

し尿のくみ取りの申し込みは、電話受け付けを再開しています。「汲み取り申込書」による申し込みについても、引き続き受け付けています。

▷ **申込先** = 気仙広域清掃 (☎⑦9321)

※受付時間 = 平日の午前8時～午後5時

▷ **申込書の設置場所**

- ・市内の各避難所
  - ・次の大船渡市農業協同組合の支店など  
盛支店、猪川支店、介護支援センター立根（立根支店脇）、日頃市支店、綾里支店、吉浜支店
- ※申し込み状況により、くみ取りまでに数日かかる場合があります。

▷ **問い合わせ先**

市民生活環境課環境衛生係 (☎内線124・125)

## 【ごみの収集】

▷ **燃えるごみ** = 通常どおり収集します（衣類などを含む災害ごみを除く）。

▷ **燃えないごみ** = 通常どおり収集します（災害ごみを除く）。

※資源古紙・再利用ごみは、当分の間、収集しません。

※クリーンセンターへのごみの持ち込みも、当分の間、受け付けません。

▷ **問い合わせ先**

大船渡地区環境衛生組合 (☎②4739)

## 【電気・電話・通信】

### ■電気

家屋の流出地域など、一部地域を除き通電しています。

### ■固定電話

アナログ回線は流出地域など、一部地域を除き復旧しました。

### ■ISDN

流出地域など、一部地域を除き復旧しました。

### ■ADSL

流出地域など、一部地域を除き復旧しました。

### ■フレッツ光(ひかり電話)

流出地域など、一部地域を除き復旧しました。

### ■携帯電話

・NTTドコモ = 市内全域通話可能（移動基地局車による通話可能エリア含む）

・au = 赤崎町、綾里地区の一部を除き通話可能

※大船渡町、末崎町、越喜来地区、吉浜地区の一部で、機種により不通のエリアあり

・ソフトバンク = 綾里地区、越喜来地区の一部を除き通話可能

### ■電気・電話・通信に関する問い合わせ先■

会社名	問い合わせ内容	電話番号	受付時間
東北電力	電気使用の廃止の手続き、電気料金の支払期限の延長、電気料金、工事費負担金、臨時工事費などの免除に関する事	☎0120-175-466	月～金曜日 = 午前9時～午後8時 / 土曜日 = 午前9時～午後5時 (祝日を除く)
	停電に関する事	☎0120-175-366	
NTT	固定電話の基本料金などの減免、支払期間に関する事	☎0120-533578	月～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日を除く)
	固定電話に関する各種手続き、不通の問い合わせ	☎0120-116000	午前9時～午後9時 (年中無休)
	インターネット回線に関する事	☎0120-116116	
KDDI (au)	NTTドコモ携帯に関する事	☎0120-800000 ☎151 (ドコモ携帯電話)	午前9時～午後8時 (年中無休)
	au携帯電話に関する事	☎0077-7-111 ☎157 (au携帯電話)	午前9時～午後8時 (年中無休)
KDDI (au)	KDDI固定通信サービスに関する事	☎0077-777	
	au携帯電話に関する事	☎0077-7-111 ☎157 (au携帯電話)	午前9時～午後8時 (年中無休)
ソフトバンクモバイル	携帯電話料金の無料化、支払期限の延長、携帯電話機の修理交換費用の一部免除に関する事	☎0800-919-0157 ☎157 (ソフトバンク携帯電話)	午前9時～午後8時 (年中無休)
NHK	放送受信料の免除に関する事	☎0120-151515	月～金曜日 = 午前9時～午後10時 / 土・日曜日、祝日 = 午前9時～午後8時

(11) 広報大船渡お知らせ版 23.5.20(No.959)

▷ 問い合わせ = 市役所 ☎⑦3111

## 【上水道・簡易水道】

### ■上水道

猪川町、立根町、日頃市町は全域で給水。そのほかの地域は漏水の有無を確認しながら、順次給水区域を拡大しています。

▷ **問い合わせ先**

水道事業所工務給水係 (☎内線171)

### ■簡易水道

被災地域など、一部を除き通水しています。

▷ **問い合わせ先**

簡易水道事業所 (☎内線202)

### ■水道使用料(簡易水道を含む)および下水道使用料(漁業集落排水を含む)の取り扱い

▷ **2月使用分(震災前・確定分)**

当分の間、納期(請求)を延長します。

▷ **3月以降使用分(震災後)**

取り扱いについて、検討しています。

### ■被災家屋などの水道使用の取り扱い

○被災家屋で使用していた水道は、水道事業所への手続きがなくても、「中止扱い」とします。

※「水道使用の中止」とは、当分の間、水道を使用しないが、今後、使用再開の見込みがある場合をいいます。なお、使用再開の場合は、あらためて「開始」の手続きが必要です。

○水道の使用を廃止にする場合のみ、印鑑を持参の上、水道事業所への手続きをお願いします。

※印鑑がない場合は、自署をお願いします。  
※「水道使用の廃止」とは、今後、その場所への家屋などの建築を行わないなど、水道を将来的にも使用しない場合をいいます。

※「廃止届」の手続き後に、再度、水道を使用する場合は、新たに水道を引き込むための手続きが必要です。その際には、工事費や分岐負担金などがかかります。

## 【公共下水道・漁業集落排水】

### ■公共下水道

浄化センターは、簡易処理を開始しています。

### ■漁業集落排水

小石浜・砂子浜地区の施設は使用可能です（ほかの施設は使用不可）。

▷ **問い合わせ先**

下水道事業所業務係 (☎内線201)

## 【ガス】

家庭用LPガスについては、販売店にお問い合わせください。

地区名	店名	連絡先
大船渡区	(有)氏家プロパン	☎②2455 ☎090-5839-8011
	J A おおふなと燃料課	☎⑦6932
	(有)河原プロパン	☎⑦7388
	ミライフ東北(株)大船渡店	☎080-6037-6048
	東海プロパン(株)本社	☎090-9038-6703 ☎090-9038-6704
	(株)まるたけ商店	☎090-3646-9493
	三重商会	☎090-9033-0638
	水野石油(株)	☎090-8275-2817
	(株)八木又商店	☎090-9032-1701
	(有)石川ガス	☎090-4883-1894
	(株)エルピー商会	☎⑦0050 ☎090-6227-0050
	大森商店	☎②4452
	気仙郡漁業協同組合連合会	☎080-5573-9377 ☎090-7792-3428
	こがら	☎090-9030-6811
(株)佐清分店	☎090-7935-4680	
(有)千葉ガス住設	☎090-6780-8581	
松高商店	☎080-5573-9377	
三陸地区	リアス商会	☎090-2362-6759
	(有)平田ガス設備	☎090-6225-8205
	(有)伊藤輪店	☎090-3124-4246
	木川田石油店	☎⑤2010



# 障がい者福祉関係の手続き

■障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳）をお持ちの人

▽再交付に必要なものⅡ写真2枚（縦4センチ×横3センチ）、印鑑

※3月11日から8月30日までの間に有効期限が満了する人で、更新手続きが困難な場合は、震災の特例により有効期限が8月31日まで延長されます。

■自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ちの人

▽再交付に必要なものⅡ印鑑  
▽加入保険の変更に必要なものⅡ変更後の健康保険証、印鑑、受給者証

※3月11日から8月30日までの間に有効期限が満了する人で、更新手続きが困難な場合は、震災の特例により有効期限が8月31日まで延長されます。

■福祉サービスを利用されている人

震災後に支給決定の有効期

間が切れた場合でも、サービスが利用できます。  
※支給決定の有効期間が3月11日から8月30日までの間に切れる場合は、8月31日まで期限が延長されます。

■補装具を使用されている人

例年、5月または6月に開催していた身体障害者巡回相談

談は、8月以降の開催となります。詳細が決まり次第、あらためてお知らせします。また、このたびの震災により、これまで使用していた補装具（義足、車いす、補聴器など）を流出、紛失された人は、保健福祉課までご連絡ください。

▽問い合わせ先  
保健福祉課障害福祉係  
（☎内線186・187）

## ■生活などの相談窓口のご案内■

生活などでお困りの場合は、次の相談窓口をご利用ください。

相談窓口・連絡先	受付時間
障害児・知的障害・発達障害者関係団体災害対策連絡協議会現地対策本部（☎090-5351-3780）	午前8時～午後8時
発達障害に関する相談先【発達障害者支援センター】（☎019-601-2115）	月～金曜日 午前9時～午後5時
こころの健康に関する相談先【災害時ストレス健康相談受付窓口】（☎019-629-9617）	午前9時～午後5時
目の不自由な人【東北関東大震災視覚障害者支援対策本部】 ・本部（☎090-1704-0874／☎03-5291-7886） ・岩手県（☎090-1704-2448／☎019-606-1744）	終日
耳の不自由な人【東日本大震災聴覚障害者救援中央本部】 ・本部（☎03-3268-8847／☎03-3267-3445） ・岩手県（☎019-601-2710／☎019-601-2710）	【本部】 午前9時～午後6時 【岩手県】 月～金曜日 午前10時～午後4時

# 保健介護センターからのお知らせ

▽問い合わせ先Ⅱ保健介護センター（☎271581／☎273111）

## ■乳幼児健診

6月より、1歳6カ月児健康診査・3歳児健康診査を実施します。

該当するお子さんがいる人には、日時が記入された案内を事前にご送付します。該当するお子さんがいる人で、通知が届かない人は、保健介護センターまでご連絡ください。

### ■1歳6カ月児健康診査

▽健診対象  
・平成21年9月生まれのお子さん  
・平成21年10月1日～10月15日生まれのお子さん  
▽会場Ⅱ大船渡保健所  
（大船渡地区合同庁舎2階）

### ■3歳児健康診査

▽健診対象Ⅱ平成19年8月生まれのお子さん  
▽会場Ⅱ大船渡保健所  
（大船渡地区合同庁舎2階）

## ■4カ月児・10カ月児健康診査

▽実施医療機関

- ①県立大船渡病院 【5月1日現在】  
（☎261111）  
・実施日Ⅱ毎週木曜日  
・受付時間Ⅱ午後2時～3時  
※事前に予約が必要。予約の受け付けは、休日を除く毎日午後5時まで
- ②大津小児科医院  
（☎272673）  
・実施日Ⅱ月～土曜日  
・受付時間Ⅱ午前9時～11時30分／午後2時30分～4時  
※土曜日は午前のみ実施

▽持参するものⅡ乳児一般健康診査受診票、問診票

※紛失した場合は、市役所国保年金課で再発行します。  
▽その他Ⅱ2歳6カ月児歯科健康診査は、市内の歯科医院で実施しています。対象となる人には、案内を送付していますので、内容をご

## ■予防接種

確認の上、受診するようにしてください。

現在実施している予防接種は、乳幼児を対象としたBCG・三種混合（DPT）・麻しん風しん（1期・2期）予防接種です。また、本年度のポリオ予防接種は、10月に実施する予定です。

対象となる人には、予防票を送付していますので、忘れずにお持ちください。また、紛失した場合は、再発行をいたしますので、保健介護センターまでご連絡ください。

### ▽実施医療機関

- ①大津小児科医院Ⅱ実施日などは、4カ月児・10カ月児健康診査と同じです。
- ②県立大船渡病院Ⅱ実施日は毎週月曜日となります。それ以外の受付時間などは、4カ月児・10カ月児健康診査

# がれきなどの撤去の進捗状況

【5月10日時点】

▷問い合わせ先＝建設課（☎内線325）



※単位面積当たりのがれきなどの量を考慮したものではありません。  
※数値は四捨五入した値です。

地区名	ブロック名	被災面積 (ha)	撤去面積 (ha)	撤去率 (%)
盛	盛	65.5	5.0	8
大船渡	大船渡北①	191.6	16.7	9
	大船渡南			
末崎	末崎北	100.2	6.9	7
	末崎南			
赤崎	赤崎北	195.3	12.2	6
	赤崎南			
綾里	綾里	64.1	25.4	40
越喜来	越喜来	95.7	75.0	78
吉浜	吉浜	52.7	42.2	80
合計		765.1	183.4	24

## ■がん検診などの各種検診など

現在実施を見合わせています。実施の際は、あらためて広報などでお知らせします。

## ■母子健康手帳の発行

母子健康手帳の発行を保健介護センターで行っています。  
▽受付時間Ⅱ月曜日の午前9時～午後4時（休日の場合は翌日）

▽持参するものⅡ妊娠届出書、保険証、印鑑

※妊娠中の人で、母子健康手帳や妊婦健診受診票を流出、紛失した人は、再発行をいたしますので、次回の妊婦健診までに保健介護センターにお越しください。  
※震災によりお子さんの母子

健康手帳を流出、紛失した人は、再発行をしていますので、保健介護センターまでご連絡ください。

## ■保健師などによる仮設住宅家庭訪問

仮設住宅への入居による生活環境の変化により、入居者の健康状態に変化が見られる場合があります。このことから、健康状態や生活上の困っていることなどを把握するため、保健師などが全世帯を訪問します。

大船渡市の保健師のほか、全国から応援に来てくださっている保健師などが訪問する場合がありますが、市の職員以外の保健師は、大船渡市が発行した身分証明書を携行しています。

また、避難所を中心に、市内各地で医療チームやこのケアチームが活動していますが、こちらも大船渡市が発行した身分証明書を携行しています。  
なお、保健師の訪問や医療チームなどの支援は、市民に限らず対応していますので、お気軽にご相談ください。



# 《税務課からのお知らせ》

## 問い合わせ先

- 市税について
  - ・市民税・国保税など＝税務課市民税・諸税係(☎内線153・154)
  - ・軽自動車税＝税務課市民税・諸税係(☎内線170)
  - ・固定資産税・り災証明＝税務課資産税係(☎内線155・156・159)
  - ・納税＝税務課収納係(☎内線152・157・158・161)
- 県税について＝大船渡地域振興センター県税室(☎⑦9912)
- 国税について＝大船渡税務署(☎090-7333-2100)

■り災証明書の無料交付＝現在、市役所税務課において、対象となる人に対して「り災証明書」を無料で交付しています。来庁の際は、印鑑または本人と確認できる身分証明書を持参してください。

# 1 申告・納付期限などの延長について

本市では、このたびの震災によって、多くの市民の皆さんが定められた期限までに申告や納付などができない状況となっております。

そのため、平成23年3月11日以降に到来する市税に係る申告、申請、届出、その他書類の提出・納付(納入)について、期限を延長しています。

なお、国税・県税も同様の取り扱いとなっております。

▽対象者Ⅱ市内に住所・事務所・事業所などを有する納税者および特別徴収義務者

▽税目Ⅱ市税のすべて

▽期限などⅡ未定(被災された人の状況に十分配慮して定めることとしています)

期限の延長は、被災された人に適切な軽減策を講じる期間と位置付けています。そのため、各税目について、課税や納付の時期が相当期間遅れることとなりますので、ご理解をお願いいたします。

## ■市・県民税

申告期限は3月15日ですが、期限を延長し、税務課窓口で受け付けています。また、所得税(国税)の確定申告も大船渡税務署(大船渡法務総合庁舎内)で受け付けています。なお、給与からの特別徴収義務者となっている事業所などで、従業員の異動、事業所の開設や廃止などの変更がある場合はご連絡ください。

## ■固定資産税

例年4月上旬に納付書を送付していますが、被害状況の確認作業中のため課税を保留しています。

## ■軽自動車税

例年5月上旬に納付書を送付していますが、被災により流失・損壊した軽自動車など



の「軽自動車税の課税除外に関する申立書」の提出を受け付けている状況であるため、課税を保留しています。

なお、納税証明の有効期限は5月30日となっておりますが、東北運輸局に納付期限の延長を伝えていますので、6月以降の車検でもそのまま使えるようになっていきます。

## ■国民健康保険税

例年7月上旬に納付書を送付していますが、市・県民税や固定資産税が確定していないことから、所得割や資産割が算定できないため、課税時期は未定です。

# 2 被災された納税者に対する市税の減免や非課税などについて

ためてお知らせします。

## ■市・県民税(所得税を含む)

人的・物的損害を受けた場合には、減免や雑損控除、事業用資産の損害の経費算入などの適用があります。

4月27日の税制改正により、東日本大震災での損害について、平成22年中の損害として適用できることや、繰越年限の延長が定められました。

所得税については、年末調整している給与所得者、すでに申告されている人、これから申告しようとしている人で、被災されている人の平成22年分以降の税額に影響する場合があります。

詳しくは大船渡税務署にお問い合わせください。市・県民税の減免などについては、被害状況について一定の把握をした上で、適用方法などを検討することとしていますので、決まり次第あら

## ■軽自動車税

軽自動車税が課税されている車両で、このたびの震災により使用できなくなった車両には、軽自動車税を課税しません。

また、このたびの震災により使用できなくなった軽自動車などに代わるものと認められる車両(代替車両)を取得した場合、軽自動車税が平成25年度まで非課税となります。▽非課税措置が認められる代替車両の取得形態

- ・自動車または軽自動車
- ↓自動車または軽自動車※手続きは自動車取得税(県税)の非課税申請後となります。
- ・原動機付自転車または125cc超の二輪車
- ↓原動機付自転車または125cc超の二輪車
- ・小型特殊自動車(フォーク

リフト・農耕用など) ↓被災車両と同種の自動車となった場合

## ▽手続き方法

①地震や津波により使用不能となった場合  
軽自動車税の課税除外に関する申立書を提出してください。手続きには、印鑑または免許証などの身分証明書・ナンバー・車検証が必要です。 ※ナンバー・車検証は、流出などにより提出できない場合は不要です。

②代替車両を取得した場合  
軽自動車税非課税申請書を提出してください。手続きに必要なものは次のとおりです。

- ・所有者の印鑑または免許証などの身分証明書
- ※所有者以外の人が申請する場合は、代理申請に係る委任状が必要です。
- ・代替車両が自動車・軽自動車

車の場合は、代替車両の車検証および自動車取得税が非課税となったことを県知事が証する書類

・250cc超の二輪車の場合は、代替車両の車検証

【他市町村課税の被災車両】  
・原動機付自転車・小型特殊自動車の場合は、被災車両の廃車申告受付書および課税除外に関する申立書の写し

・125cc超の二輪車の場合は、被災車両の課税除外に関する申立書の写し  
※自動車税および自動車取得税(県税)については、大船渡地域振興センター県税室にお問い合わせください。  
※自動車重量税(国税)にも被災車両および代替車両に関する免税などの特例が創設されています。詳しくは大船渡税務署にお問い合わせください。

## ■固定資産税

従来の災害減免制度に加え、4月27日の税制改正により、東日本大震災に係る特例措置が定められました。主な内容は、個人申請を不

## ■国民健康保険税

東日本大震災に係る特例措置が定められた市・県民税や固定資産税の状況、従来の災害減免制度などを総合的に勘案し、適用方法などを検討することとしていますので、決まり次第あらためてお知らせします。

## 納税の猶予について

災害や盗難、失業などの事情がある場合は、納税を猶予できる制度があります。該当する人は、税務課までご相談ください。



## ～お知らせ～

### 遺体安置所の設置状況

- ▷市内の遺体安置所＝大船渡市民体育館  
▷受付・相談時間＝午前10時～午後3時  
※県内の遺体安置所設置状況は、岩手県警察本部のホームページ (<http://www.pref.iwate.jp/~hp0802/oshirase/kouhou/saigaijyohou/20110311.html>) をご覧ください。  
▷写真台帳の設置＝遺体安置所には、身体特徴、服装、所持品などが分かる写真台帳が設置されています。なお、市民体育館には、岩手県内の遺体安置所に安置されているすべての身元不明遺体に関する写真台帳(4月8日現在)および宮城・福島両県の遺体安置所に安置されている海中で発見された遺体の写真台帳を閲覧することができます。  
▷問い合わせ先＝大船渡警察署(☎0110)

### 東日本大震災に伴う 生涯学習関係の施設や事業の取り扱い

- ▷社会教育・体育施設  
カメラホール、三陸公民館、ブックワールド椿、博物館、体育館や運動場などの体育施設は閉館しています。  
また、小・中学校のグラウンドと体育館の学校体育施設は、市民への開放を停止しています。  
▷生涯学習・社会教育事業  
生涯学習課、中央公民館、三陸公民館および博物館で所管する本年度の生涯学習いきいきカレンダーの発行、成人式、各種スポーツ大会、市民芸術祭、各種講座・学級や博物館展示事業などの生涯学習・社会教育事業の実施などについては未定です。  
▷問い合わせ先  
生涯学習課生涯学習係(☎内線275)

### 東日本大震災に伴う携帯119番通報

- 東日本大震災に伴い、携帯電話からの119番通報は、奥州市消防本部で受信した後、大船渡消防署へ転送されます。発生場所や通報内容、電話番号などを2度聴取される場合がありますが、ご理解とご協力をお願いします。  
▷問い合わせ先  
大船渡消防署警防係(☎02119内線34)  
(17) 広報大船渡お知らせ版 23.5.20(No.959)  
▷問い合わせ＝市役所☎03111

### 被災住宅の応急修理

- 被災住宅の応急修理は、半壊以上の被害を受けた住宅について、屋根、台所、トイレなど、日常生活に必要な最小限の部分を市が費用を負担し、応急的に修理するものです。  
1世帯当たりの修理に要する費用の限度額は、52万円です(52万円を超える費用は自己負担)。  
申込方法など、詳しい内容はお問い合わせください。随時ご相談にも応じています。  
▷対象＝次のすべての要件に該当する人  
・半壊または大規模半壊以上の被害を受けた人  
・避難所などで避難生活を送っている人で、応急修理を行うことにより、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる人  
・応急仮設住宅(民間の賃貸住宅を含む)を利用しない人  
※このほか収入要件があります(大規模半壊以上の住宅被害を受けた人を除く)。  
▷申込先/問い合わせ先  
都市計画課建築住宅係(☎内線327・328)

### 消毒薬の無償提供

- 被災地域における感染症の発生を防ぐため、浸水被害家屋や敷地、家財などを消毒するための薬品類(消石灰と消毒薬3種類)と作業用具(噴霧器)を地区ごとに配備しました。  
消毒作業が必要な個人や地域、事業所に薬品などを無償提供し、用具も無償で貸し出していますので、ご活用ください(個数には限りがありますので、配備先に事前にお問い合わせください)。  
▷配備先  
・盛地区＝カメラホール  
・大船渡地区＝大船渡地区公民館、大船渡北小学校体育館、大船渡中学校体育館  
・末崎地区＝ふるさとセンター  
・赤崎地区＝各地域公民館の拠点  
・蛸ノ浦地区＝蛸ノ浦漁村厚生施設  
・三陸町綾里地区＝綾姫ホール  
・三陸町越喜来地区＝地区本部(花菱縫製)、各避難所  
・三陸町吉浜地区＝吉浜地区拠点センター  
▷問い合わせ先  
市民生活環境課環境衛生係(☎内線124・125)

### 国民年金保険料の免除

- このたびの震災で被災し、国民年金保険料の納付が困難であるときは、災害による特例免除を受けられる場合があります。  
特例免除を希望される人は、市役所国保年金課または年金事務所で手続きをお願いします。  
▷対象者＝被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、おおむね½以上の損害を受けた人  
▷免除期間＝平成23年2月分から6月分  
※3月11日以降に納期限があるもの  
▷申請書類＝免除申請書、被災状況届  
※被災状況届は、財産などの概要および金額、損害額、保険金額などの必要事項を記入していただきます。  
▷持参するもの＝年金手帳、印鑑  
▷申請期限＝7月まで  
※7月以降の期間については、あらためて申請が必要です。  
所得によっては通常の免除を、失業の場合には失業による特例免除(離職票または雇用保険受給資格者証も必要)を受けられる場合もあります。  
なお、保険料の免除を受けた期間は、保険料を全額納付した場合に比べ、受け取る年金額が少なくなります。  
▷その他＝保険料の口座振替を利用されている人で、免除申請をされる人は、口座振替の停止手続きも必要ですので、口座振替されている通帳および通帳印も持参するようお願いします。  
▷問い合わせ先  
・国保年金課国民年金係(☎内線145・146)  
・一関年金事務所(☎0191034246)

### 地上デジタル放送への移行の延期

- 東日本大震災の被害を受けた岩手県、宮城県、福島県では、平成23年7月24日に予定していた地上デジタル放送への移行が最大で1年間延期になることとなりました。  
7月24日以降においても、当分の間、今までどおりアナログ放送を視聴できます。  
なお、移行日については、あらためてお知らせします。  
▷問い合わせ先  
商工観光物産課商工係(☎内線109)

■消費者110番■岩手県消費者行政推進ネットワークでは、消費者110番を実施します。弁護士や生活相談員などが消費生活に関する相談に応じます。▷受付日時＝5月31日(火)午前10時～午後7時▷会場＝県民生活センター(盛岡市)▷相談料＝無料▷相談方法＝面談または電話相談(専用電話番号☎019-622-4560)

### 亡くなられた人や会社などを辞めた人の 年金に関する手続き

- このたびの震災で亡くなられた人にかかわらず、年金の死亡に関する手続きをしていないご遺族の人は、市役所国保年金課または年金事務所で、手続きの確認をお願いします。  
厚生年金や共済組合に加入していた人が離職した場合には、国民年金第1号被保険者への加入手続きが必要です。また、配偶者が被扶養者から外れた場合にも、国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への加入手続きが必要です。  
会社などから交付される健康保険資格喪失証明書、年金手帳、印鑑を持参の上、国民年金係で手続きしてください。  
▷問い合わせ先  
・国保年金課国民年金係(☎内線145・146)  
・一関年金事務所(☎0191034246)

### コミュニティバスなどの運行

- 市では、コミュニティバスを8路線で運行しています。路線図・時刻表は、避難所や停留所などに掲示してありますので、事前にご確認ください。  
また、市内では、コミュニティバス以外にも各種路線バスが運行しています。有料の路線もありますので、運行の詳細はお問い合わせください。  
■大船渡市コミュニティバス  
▷路線＝基石線、丸森立根線、日頃市線、越喜来線、吉浜線、外口線、綾里線、甫嶺・砂子浜線  
▷運賃＝当分の間、無料  
▷問い合わせ先  
商工観光物産課商工係(☎内線112)  
■岩手県交通(株)運行路線(5月10日現在)  
▷路線＝中井線、大船渡・盛岡線、大船渡・一関線、大船渡・釜石線、大船渡・仙台線、高田線  
▷運賃＝高田線のみ無料  
▷問い合わせ先  
岩手県交通(株)インフォメーションセンター  
(☎019-654-7755)

### 大船渡市体育協会の事務所について

- ▷事務所＝大船渡市体育センター内  
(盛町字中道下1-1)  
▷連絡先＝☎090-6854-1002/☎080-6039-1002

(16)



## ～お知らせ～

### 農用地利用計画変更の手続き

市では、農用地利用計画に基づき、農用地として保全していくべき土地を「農用地域」として定めています。

農用地域の農地は、農地法における転用許可基準においても、一部のわずかな例外を除いて、農地転用の許可ができないこととなっています。そのため、転用しようとする農地が農用地域である場合は、まず、農用地域内から農用地域外にするという内容の手続き(農振除外の手続き)が必要となります。

農振除外の手続きには、数カ月程度の期間を要しますので、農地の転用計画がある場合は、お早めにご相談ください。

#### ▷問い合わせ先

農林課農政係(☎内線345)

### 農地の転用許可

農地転用とは、田や畑を住宅用地、駐車場にするなど農地を農地以外のものに用途を変更することです。

農地は農業生産の基盤であり、食料生産のための重要な機能と役割があることから、農地法という法律で守られています。現在耕作していなくても、容易に復旧可能な土地は農地とみなされます。

農地転用をする場合は、事前に許可が必要となりますので、農業委員会事務局までお問い合わせください。

■災害により住宅などが損壊し、自分の所有する農地に新しい住宅などを建築する場合であっても、農地転用許可が必要です。

#### ▷問い合わせ先

農業委員会事務局(☎内線356)

### 狂犬病予防注射および飼い犬の登録など

#### ■狂犬病予防集合注射

本年度の春季狂犬病予防集合注射は中止します。予防注射は、市内の動物病院などで個別に接種することができます。接種後、獣医師が発行する注射済証を市役所2番窓口までお持ちいただき、注射済票の交付(手数料550円)を受けてください。

今後、集合注射を実施する際は、あらためてお知らせします。

#### ▷獣医師・動物病院

- ・森田獣医師(☎⑦0834)
- ・高橋どうぶつ病院(☎⑩1511)

#### ■飼い犬の登録および登録変更

飼い犬の登録および登録情報の変更(死亡、飼い主や犬の所在地の変更など)の手続きは、市役所2番窓口で受け付けています。

#### ▷問い合わせ先

市民生活環境課環境衛生係(☎内線124・125)

### 6月の休日当番医

6月の休日当番医は次のとおりです(変更になる場合があります)。

#### ▷医科

- ・5日=越喜来診療所(☎④2103/三陸町越喜来)
- ・12日=岩渕内科医院(☎⑥5355/大船渡町)
- ・19日=希望ヶ丘病院(☎③1019/高田町)

#### ▷歯科

- ・5日=ちば歯科医院(☎⑦8727/猪川町)
- ・12日=いわぶち歯科(☎⑩3377/大船渡町)
- ・19日=後藤歯科医院(☎⑨3888/末崎町)
- ・26日=くまかみ歯科クリニック(☎⑩1888/赤崎町)

#### ▷受付時間

- ・医科=午前9時～午後5時
- ・歯科=午前9時～正午

### 市内金融機関の取り扱い

#### ▷通常取扱金融機関

- ・岩手銀行盛支店
- ・東北銀行大船渡支店(サン・リア2階)
- ・北日本銀行大船渡支店(サン・リア1階)
- ・気仙沼信用金庫盛支店
- ・JAおおふなど(盛・猪川・日頃市・綾里・吉浜)
- ・ゆうちょ銀行(大船渡猪川・綾里・吉浜郵便局)

#### ▷一時取扱金融機関

次の店舗では、預金の払い戻しなどを取り扱っています。

払い戻しの際は、通帳またはキャッシュカード、運転免許証などの本人確認ができるものをお持ちください。

#### ○岩手県信用漁業協同組合連合会

- ・大船渡支店(おさかなセンター仮設店舗)
- ・赤崎営業店
- ・中赤崎営業店(漁村センター敷地内)
- ・末崎営業店・泊里営業店(平野工務店内)
- ・綾里支店(旧綾里地域振興出張所)
- ・越喜来支店(大船渡商工会議所三陸支所内)
- ・吉浜支店(旧吉浜漁業協同組合本所)
- 東北労働金庫大船渡支店(盛駅前榎屋ビル2階)

## 平成23年度 大船渡市農業労賃標準額表

#### ▷問い合わせ先

農業委員会事務局(☎内線357)

本年度の農業労賃標準額を次のとおり決めました。「頼む人」「頼まれる人」がお互いに理解し合い、安定した農業経営ができるようご協力をお願いします。

### ■人手作業の賃金

作業種別	1日当たり標準額(8時間)	超過時間給(1時間当たり)	留意点
困難な作業(くろ塗り、くろ根踏、代かき補助など)	6,300円	980円	気象やその他の条件などで作業難の場合は、それに見合う額を支払うよう考慮してください。8時間に満たない場合は、時間給を利用してください(時間給=1日当たり標準額÷8時間)。
普通の作業	5,300円	830円	

### ■機械作業の賃金

作業種別(機械)	単位	条件の良い	条件の悪い	留意点
耕起	10㍓	6,500円	7,200円	「条件の悪い」とは、区画が小さく不整形、畦畔が高い、湿田、石が多い、耕地が散在しているなど作業に多くの時間を要する場合があります。バインダー(刈り取り)における結束ひもは、雇い主負担とします。コンバイン(刈り取り・脱穀から乾燥まで)については、補助員1人付、隅刈りは含まず、ワラ結束、乾燥機までの運搬(モミ運搬)を含むものとします。乾燥後の運搬は含みません。「乾燥」のみの標準額は、10㍓当たり10,000円です。高水分の場合は加算されることがあります。機械に係る燃料費については、機械主負担とします。
代かき		7,000円	7,700円	
田植え		6,900円	7,600円	
バインダー		6,500円	7,200円	
コンバイン(乾燥まで)		30,000円	33,000円	
ハーベスター		7,700円		
もみすり	玄米30㍓	500円		
もみすりから精米		1,050円		
くろ塗り	1㍓	50円		

※①この標準額は、賄いを含まず、昼食(弁当)持参を基準としています。②この標準額には消費税は含まれていません。③この標準額は、平成23年4月26日から平成24年3月31日まで適用します。

(19) 広報大船渡お知らせ版 23.5.20(No.959)

▷問い合わせ=市役所☎⑩3111

今回の「広報大船渡」は6月6日(月)の発行です

### 「こころの相談室」の開設

災害後は、誰でも心と体にさまざまな変化が起こります。

精神科の医師、保健師、看護師、ケースワーカーなどが相談室を開設していますので、一人で悩まず、相談してください(訪問相談も可)。

#### ▷開設日=毎週木曜日

#### ▷開設時間=午後1時30分～3時30分

※お問い合わせ、相談の予約は、月～土曜日の午前9時～午後5時で、随時受け付けています。

#### ▷会場=大船渡地区合同庁舎(2階/第1相談室)

#### ▷予約先/問い合わせ先

大船渡保健所こころのケアチーム  
(☎090-5741-3016)

### 労働・年金ほっとキャラバン

### 「労災・雇用保険・年金・労働問題相談会」

#### ▷期日・会場

- ・5月31日(火)=蛸ノ浦漁村厚生施設
- ・6月7日(火)=福祉の里センター

#### ▷時間=午後3時～6時

※日時、会場は変更になる場合があります。

#### ▷問い合わせ先

岩手県社会保険労務士会(☎019-622-1038)

■クマに注意してください■4月下旬から、市内でクマの出没情報が寄せられています。山に入る際はなどは、十分に注意してください。▷問い合わせ先=農林課林業係(☎内線348)

(18)



「注意ください!!」

# 詐欺・悪質商法

これから、生活の再建のために、さまざまな契約や商品を購入する機会が増えてきます。それに伴い、支援金や義援金を狙った悪質商法・詐欺の増加が予想されます。

契約・購入をする場合には、急がずあせらず、必ず納得した上で契約するようにしてください。心配なことがあるときは、その場で決めるに周囲の人や公共機関にご相談ください。

## ■東日本大震災関連で寄せられた相談情報

・地震で年老いた母宅の屋根瓦がずれたところ、「屋根瓦を点検してあげる」と業者が訪れた。2階の室内から屋根を見ただけで、契約もしていないのに「点検料として5万円払え」という。  
・実家の両親宅に「屋根工事をしないか」と業者が勧誘

に訪れた。「地震で瓦が落ちていたので修理が必要だ。すぐに修理した方がよい」と言われ、契約してしまつたようだが、不審に思う。解約させたい。

・「ボランティアで、損傷した屋根にブルーシートをかけている」と言つて訪問し、その後「応急処置が必要な箇所がある」「ブルーシートをかけるより、今すぐ補修をした方がいい」と不安をあおり、高額な契約を急がせる。

・公的機関ではないが、公的機関を思わせる名称で「家の耐震診断をします」というチラシ広告を配布して勧誘、高額な契約をさせる。「何か困っていることはありませんか」「清掃に来ました」などと、公的機関やボランティアを装い、頼んだ後で法外な料金を請求する。

・電力会社を名乗り「地震後の点検」と言つて訪問し、地震による修理と称して高額な料金を請求する。  
・震災後の住宅を訪問し、雨よけのブルーシートをかけた後、屋根工事を勧誘する。断ると「ブルーシート代」の名目で、高額な料金を請求する。

不審に思う場合は、すぐに契約せずに、相談先までご相談ください。

### ▽相談先

- ・消費者庁国民生活センター  
「震災に関する悪質商法110番」  
(☎0120・214・888)
- ※受付時間 午前10時～午後4時(土・日曜日、祝日も受け付け)
- ・岩手県立県民生活センター  
相談専用電話  
(☎019・624・2209)
- ※受付時間 月～金曜日午前9時～午後5時30分、土・日曜日午前10時～午後4時
- ・岩手県警察本部総合相談電話(☎9110)

## 周波数は

「78.5」または「80.5」Mhz

## おおふなとさいがいエフエム

市では、このたびの震災に関する市内の各種情報を定期的に市民の皆さんにお知らせするため、FMラジオ放送を行っています。

お手持ちのFMラジオの周波数を78.5または80.5メガヘルツに合わせてお聞きください。

- ▷放送日=毎日放送しています。
- ▷放送時間=①午前8時～②午前11時～③午後2時～④午後5時～(それぞれおおむね2時間枠で放送)
- ▷放送内容=ライフラインなどの復旧情報、天気予報、市のニュース、生活に関連したお知らせなど

### ■皆さんからの情報をお寄せください

店舗開店や各種団体の支援活動などの情報はじめ、市民の皆さんが知りたい、伝えたいと思っている情報を随時募集しています。

Eメールで情報をお寄せいただくこともできます。

▷送信方法=①氏名②電話番号③内容を入力の上、次のアドレスにEメールを送信してください(入力漏れのないようお願いします)。

### ▷送信先アドレス

- ・joyz2z-fm@gmail.com
- ・joyz2z-fm@ezweb.ne.jp(携帯電話)

▷問い合わせ先=おおふなとさいがいエフエム【秘書広聴課広聴広報係(☎内線283)】



「広報大船渡」は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙と大豆油インキを使用しています。